

# 平成28年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年4月25日(月) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員16名

1番 坂下 正幸	(欠席)	15番 森山 博
2番 石倉 稔	9番 新澤 晟	16番 新谷 義治
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	12番 坂本 昭信	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

### (2) 欠席委員

8番 田中 喜義

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第13号 農地の競売に対する買受適格証明願承認について
- (3) 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第16号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

## 7 報告事項

- (1) 報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 報告第12号 非農地証明願の承認について

## 8 議事

開会 10:00 閉会 10:59

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号12番 坂本 昭信 委員 及び 議席番号13番 東 克芳 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第12号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明します。議案書2ページをご覧ください。議案第8号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 申請番号1番です。土地の所在は門前町黒岩〇〇の田 272 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 510 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 64 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 278 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 556 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 465 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 277 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 1,093 m <sup>2</sup> 、門前町黒岩〇〇の田 439 m <sup>2</sup> 、門前町黒岩〇〇の田 13 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 181 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 3.30 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の

田 76 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 95 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 49 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 191 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 148 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 3.30 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 82 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 224 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 46 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 416 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 85 m<sup>2</sup>、門前町黒岩〇〇の田 65 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 26 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 14 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 105 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 175 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 16 m<sup>2</sup>、門前町黒岩〇〇の畑 304 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 52 m<sup>2</sup>、門前町黒岩〇〇の畑 13 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 109 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 314 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 59 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 82 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 33 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 46 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 112 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 631 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 264 m<sup>2</sup>、門前町黒岩〇〇の畑 26 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 13 m<sup>2</sup>、門前町黒岩〇〇の畑 1,024 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 214 m<sup>2</sup>です。譲受人は東京都府中市の〇〇さんほか 3 名で譲渡人は門前町黒岩の〇〇さんです。耕作者数は 4 名です。

申請番号 2 番です。土地の所在は門前町浦上〇〇の田 240 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 103 m<sup>2</sup>、門前町浦上〇〇の畑 347 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 23 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 568 m<sup>2</sup>、門前町浦上〇〇の畑 294 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 178 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 251 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 363 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 115 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 9.91 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 353 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 145 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 185 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 234 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 46 m<sup>2</sup>、門前町浦上〇〇の田 550 m<sup>2</sup>、門前町浦上〇〇の田 434 m<sup>2</sup>です。譲受人は堀町の〇〇さんで譲渡人は愛知県名古屋市の〇〇さんです。耕作者数は 1 名です。

合計 63 筆、13,705.51 m<sup>2</sup>で内訳は田が 5,713.60 m<sup>2</sup>、畑が 7,991.91 m<sup>2</sup>です。以上です。

議長 それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 2 番 石倉 稔委員よりご意見をお願いいたします。

石倉委員 はい、石倉でございます。申請番号 1 番の件でございます。総計 45 筆ですが実際に作付けされているのは黒岩〇〇の田の 7 筆だけです。7 筆については現在地区の方が 2 名で作付けしており、利用権設定しておらず闇小作ですが 2 名の方が作付けしている状況です。黒岩〇〇以下については作付けされていない状況で荒れ地となっております。この中身については 4 月 21 日に区長の岩井 與一さんの立ち会いの下、確認してき

ました。耕作しているのは田だけですけれどもそれについての権利譲渡されても他に影響はございません。という事を報告しますが、譲渡人の〇〇さんは亡くなっていますが譲渡人として妥当かどうか事務局より説明願います。譲受人の木本さんについては、県の試験場のほうで耕家塾生として来年3月まで研修しており、その終了と同時にこの地区で就農をしたいと考えているようです。この地目以外の山林などについても木本さんが譲り受けるという事ですので、相続に関する事については事務局より説明していただく事として、他に及ぼす影響はありません。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。次に申請番号2番について地区担当委員議席番号13番 東 克芳 委員よりご意見をお願いいたします。

東 委員 はい、東です。申請番号2番について調査しました。譲渡人の〇〇さんという方は、名古屋に在住で取得した経緯は兄である〇〇さんがいましたが亡くなられて、今回の譲受人である〇〇さんが代書の仕事をしていますが、〇〇さんが遺言書を渡していたそうです。遺言書には全ての財産を〇〇さんに渡すと書いてあったそうで名古屋に連絡をとったところ、私はもらうことができん誰にでもやってくれと、先祖のお墓が残っておりお墓の守りもやってくれるなら誰にやってもいいという事になったそうです。そこで譲受人が〇〇さんと知り合いという事で譲り受けることになったそうです。この家は一軒家で飛び地になっており、〇〇さんは都会に出た後帰ってきてから10年ほどしてから亡くなり農地もつかっておらず田の4筆は農協経由で大型農家に貸出ししていたので耕作をしています。しかし畑についてはもう何十年も作っていないので荒地となっております。ですが一軒家ですので周りに影響はありません。田に関してはいままでどおり大型農家に耕作してもらうという事で何ら問題はないかと思ひます。以上です。

議 長 これより質疑を許します。

事 務 局 先ほど石倉委員から指摘がございました申請番号1番について訂正させていただきます。〇〇さんについては亡くなられており、平成27年9月21日に子供さんに相続されており、東京都の〇〇さんと神奈川県

	<p>〇〇さんです。平成 27 年 10 月には相続登記も済んでおります。このお二方から木本さんに贈与する事になっておりますので譲渡人を訂正いたします。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。ないようですので採決を採りたいと思います。 【議案第 1 2 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 1 2 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 1 3 号】の農地法第 3 条の適用を受ける土地の競売にかかる買受適格証明について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。議案第 13 号農地の競売に対する買受適格証明願承認についてです。今月は 1 件です。 申請番号 1 番です。土地の所在は釜屋谷町〇〇の田 793 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 875 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 864 m<sup>2</sup>で申請人は房田町の〇〇さんで耕作面積は 3,235 m<sup>2</sup>、耕作者数は 2 名です。所有者は房田町の〇〇さんで競売の年月日は平成 28 年 5 月 26 日です。 以上、合計 3 筆 2,532 m<sup>2</sup>で内訳は田が 2,532 m<sup>2</sup>です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 1 番 坂下 正幸 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>はい、1 番坂下です。現在この田んぼは 5 年ほど前から所有者である〇〇さんが身体も悪くなりまして草刈りの管理のみ行っておりました。どういう案配で売買になったのかわかりませんが、この間聞いたときには草刈りの管理を行っている事は確認し、〇〇さんがこれから作るという事も確認してきました。以上報告いたします。</p>

議 長	はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(質疑・意見なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第13号】について、原案どおり可決決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第13号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第14号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。議案書11ページをご覧ください。議案第14号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は2件です。 申請番号1番です。土地の所在は西脇町〇〇の田238㎡で申請者は西脇町の〇〇さんです。転用目的は露天駐車場です。申請者はトラック運転手であり今回駐車場の整備を予定しています。申請地については「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」であることから第2種農地と考え、代替性なしとして妥当と考えております。 申請番号2番です。土地の所在は水守町〇〇の田227㎡で申請者は水守町の〇〇さんです。転用目的は農業用施設です。用途地域が定められている区域(第一種住居地域)であることから第3種農地と考えており原則許可となっております。 以上合計2筆465㎡で内訳は田が465㎡です。
議 長	それでは、申請番号1番について地区担当委員 議席番号16番 新谷義治 委員よりご意見をお願いいたします。
新谷委員	はい、16番新谷です。先日21日に会長始め運営委員、事務局と現地

	を確認してきました。場所は西脇地内なのですが県道七尾輪島線のすぐ横に位置するところにあります。上の土地も田んぼになっていますが、駐車場として整備しても他に何ら影響はないと思われます。以上です。
議 長	ありがとうございます。次に申請番号 2 番について地区担当委員 議席番号 1 番 坂下 正幸 委員よりご意見をお願いいたします。
坂下委員	はい、1 番坂下です。先だって 21 日に向面会長、坂本運営委員、東運営委員、事務局の坂出さん、行政書士ともども現地を確認してきました。水守町〇〇ですけども道路から向かって左側には住宅が建っており 30 年以上前に住宅を建てた際にブロック塀で仕切られていますので影響はないと思われます。右側については田が作られています農作業小屋を建てるという事で仕切りもされておりました。以上、何ら影響はないと現地調査して参りました。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
岩坂委員	農業用施設というのは作業所ですか。
坂下委員	そのとおりです。
議 長	ほかにございませんか。 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 1 4 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 1 4 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 1 5 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。ご説明いたします。議案書 15 ページをご覧ください。議案第 15

号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。

申請番号1番です。土地の所在は杉平町〇〇の田192㎡で譲受人は二ツ屋町の〇〇さんほか1名で譲渡人は金沢市の〇〇さんです。転用目的は自己住宅用建設用地です。申請地については「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」であることから第2種農地と考え、また他地目併用の案件であるため妥当と考えております。

申請番号2番です。土地の所在は杉平町〇〇の田30㎡、同じく〇〇の田47㎡で譲受人は杉平町の〇〇で譲渡人は金沢市の〇〇さんです。転用目的は資材置場用地です。申請地については「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」であることから第2種農地と考え、また既存施設の拡張として妥当と考えております。

申請番号3番です。土地の所在は山岸町〇〇の田194㎡、同じく〇〇の田151㎡で譲受人は山岸町の〇〇で譲渡人は京都府京都市の〇〇です。転用目的は露天駐車場です。申請地については用途地域が定められている区域（準工業地域）であることから第3種農地と考えており原則許可となっております。

以上合計5筆614㎡で内訳は田が614㎡です。

議長 それでは、申請番号1番から3番について地区担当委員 議席番号6番 安津久人 委員よりご意見をお願いいたします。

安委員 はい、6番安です。申請番号1番について説明します。去る4月21日に向面会長、坂本・東両委員、事務局、波座行政書士と現地確認して参りました。この箇所は次のページにありますが輪島バイパスに面するところがありまして登記は田ですが現在は畑でありました。隣地は片側が〇〇の現場事務所で反対側は農道を挟んで農地であり、転用目的の住宅を建設しても差し支えないと思いますのでよろしく申し上げます。

続きまして申請番号2番ですが、これも申請番号1番の隣接地にありまして地目は田ですが現在は雑種地でありまして資材置場に転用しても何ら問題はないと思われま。

申請番号3番につきましては、18ページに地図がありますが県道七尾



	<p>輪島線沿いで河原田郵便局の向かい側です。現地は数年前に盛土し登記地目は田でありますが宅地の状況でありました。周囲は〇〇の敷地であり駐車場として利用しても何ら影響はないと思われまますのでよろしくお願ひします。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
石倉委員	<p>3 番の山岸町の件ですけども、譲渡人の〇〇で地目は田なんですか。会社になったときに何かなかったのですか。</p>
事 務 局	<p>今回、行政書士から申請が出てきたのですが、〇〇さんはパチンコ屋を経営しております。恐らく何十年か前に許可が出ていると思われまます。行政書士に確認したところ本人は許可書を持っておらず登記地目は農地ですので今回改めて申請を出した所です。</p>
石倉委員	<p>それでは先に本来登記できる手続きは踏んどったわけやね。</p>
事 務 局	<p>そのとおりです。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。        質疑がないようですので、採決を採りたいと思ひます。        【議案第 1 5 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めまます。        よって【議案第 1 5 号】は、原案どおり可決決定いたしまます。次に市長より提出のあつた【議案第 1 6 号】の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について議題といたしまます。事務局、説明をお願いいたしまます。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明いたしまます。議案書 20 ページをご覧ください。議案第 16 号の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画</p>

についてです。今月は4件です。

まずいしかわ農業総合支援機構への貸出です。

1番です。土地の所在は、門前町本市〇〇の田 387 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 3,110 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 3,767 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 6 月 1 日から平成 38 年 5 月 31 日までの 10 年間で門前町本市の〇〇さんからいしかわ農業総合支援機構への中間管理権の設定です。

以上、いしかわ農業総合支援機構への貸出については、7,264 m<sup>2</sup>で内訳は田が 7,264 m<sup>2</sup>です。

次にいしかわ農業総合支援機構以外への貸出についてです。

2番です。土地の所在は、町野町鈴屋〇〇の田 2,888 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 2,830 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日までの 5 年間、賃借料は 10 a あたり 75kg の賃貸借権の設定です。農地利用集積円滑化団体経由の河井町の〇〇から町野町粟蔵の〇〇への賃貸借権の設定です。

3番です。土地の所在は、門前町千代〇〇の田 735 m<sup>2</sup>の新規で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までの 5 年間、賃借料は 1 筆あたり 3,000 円の解除条件付きの賃貸借権の設定です。利用権の設定をうける者は門前町千代の〇〇で利用権を設定する者は門前町千代の〇〇さんです。

4番です。土地の所在は、門前町道下〇〇の畑 520 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 1,033 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 1,198 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 515 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 405 m<sup>2</sup>の更新で契約期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日までの 1 年間の使用貸借です。利用権の設定をうける者は門前町栃木の〇〇さんで利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんです。

以上いしかわ農業総合支援機構以外への貸出については、15,842 m<sup>2</sup>で内訳は田が 12,171 m<sup>2</sup>で、畑が 3,671 m<sup>2</sup>です。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

石倉委員 石倉です。この議案については本委員会の決定を求めるとありますが、申請番号1番については支援機構が預かって第三者に貸付というのはないんですか。

事務局 仕組みとしては農業総合支援機構に貸出す事で利用権の設定が終わりま

	<p>す。その後、機構の方で相手方を見つけた上で配分計画を作成し第三者に貸し出し、農業委員会に通知が来ることになっています。</p>
石倉委員	<p>通知は来ていないのですか。</p>
事務局	<p>今回の申請が決定してから通常翌月の月末に決定し通知が来ることになっています。また、今回の2番のように円滑化団体経由のものについては同月に貸人が決まります。中間管理機構については貸出で終わってしまいます。</p>
石倉委員	<p>来月には出てくるね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
石倉委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。          質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  <b>【議案第16号】</b>について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。          よって<b>【議案第16号】</b>は、原案どおり可決決定いたします。          次に<b>【報告第10号】</b>の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書25ページをお開きください。報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は6件です。          報告1番です。土地の所在は塚田町〇〇の田ほか4筆、1,971.91㎡です。内訳は田が4筆1,962㎡で畑が1筆9.91㎡です。相続人は塚田町の〇〇さんで届出日は平成28年3月11日です。届出事由は相続です。</p>

報告 2 番です。土地の所在は三井町長沢〇〇ほか 4 筆、998 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 3 筆 866 m<sup>2</sup>で畑が 2 筆 132 m<sup>2</sup>です。相続人は愛知県日進市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 3 月 14 日です。届出事由は相続です。

報告 3 番です。土地の所在は小田屋町〇〇、26 m<sup>2</sup>です。相続人は京都府京都市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 3 月 22 日です。届出事由は相続です。

報告 4 番です。土地の所在は町野町東大野〇〇ほか 4 筆、8,858 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 4 筆 7,305 m<sup>2</sup>で畑が 1 筆 1,553 m<sup>2</sup>です。相続人は町野町東大野の〇〇さんで届出日は平成 28 年 3 月 22 日です。届出事由は相続です。

報告 5 番です。土地の所在は町野町敷戸〇〇ほか 19 筆、5,319 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 16 筆 4,904 m<sup>2</sup>で畑が 4 筆 415 m<sup>2</sup>です。相続人は町野町敷戸の〇〇さんで届出日は平成 28 年 3 月 22 日です。届出事由は相続です。

26 ページをお開きください。報告 6 番です。土地の所在は三井町市ノ坂〇〇ほか 26 筆、10,848 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 19 筆 9,596 m<sup>2</sup>で畑が 8 筆 1,252 m<sup>2</sup>です。相続人は三井町市ノ坂の〇〇さんで届出日は平成 28 年 3 月 31 日です。届出事由は相続です。

以上合計 63 筆 28,020.91 m<sup>2</sup>で内訳は田が 24,633 m<sup>2</sup>、畑が 3,387.91 m<sup>2</sup>です。以上となります。

議 長 はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質問なし)

議 長 それでは【報告第 10 号】を終わります。  
次に【報告第 11 号】の農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、ご説明いたします。議案書 29 ページをお開きください。農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 2 件です。

報告 1 番です。土地の所在は大野町〇〇の畑 69 m<sup>2</sup>のうち 9 m<sup>2</sup>です。申請人は愛知県名古屋市の〇〇で施設の概要は携帯電話基地局です。

報告 2 番です。土地の所在は久手川町〇〇の田 14 m<sup>2</sup>のうち 12.27 m<sup>2</sup>で

	<p>す。申請人は金沢市の〇〇で施設の概要は携帯電話基地局です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1番と2番について地区担当委員 議席番号17番 田上 正男 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
田上委員	<p>はい、17番田上です。先日大野町〇〇のところの畑の所に行って確認をして参りました。場所がわかりにくかったので近くに〇〇さんの畑もあるので聞いたところ場所がわかり、周辺は畑らしい所もなく、以前議会選出の委員の時に近くに〇〇の基地局もありますので周辺に影響をおよぼさないという事です。</p> <p>久手川地区の〇〇の件についても場所がわかりづらかったので区長さんに聞いたらわかったのですが、まだ建っていないので〇〇さんに確認したところ詳しい場所がわかりました。地目は田となっていますが畑が少しで道路脇の土地であり、これについても周辺に影響をおよぼさないという事です。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>それでは【報告第11号】を終わります。</p> <p>次に【報告第12号】の農地の適用を受けない土地の証明願について受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 33 ページをお開きください。非農地証明願承認についてです。今月は2件です。</p> <p>報告1番です。土地の所在は町野町〇〇の田 76 m<sup>2</sup>です。申請人は町野町川西の〇〇さんで利用状況はその他住宅敷です。</p> <p>報告2番です。土地の所在は水守町〇〇の田 7.15 m<sup>2</sup>です。申請人は水守町の〇〇さんで利用状況はその他住宅敷です。</p> <p>合計2筆 83 m<sup>2</sup>で内訳は田が 83 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1番について地区担当委員 議席番号5番 森谷 正</p>

美 委員よりご意見をお願いいたします。

森谷委員 はい、5番森谷です。申請番号1番について4月19日に申請人の〇〇さんと現場を見ながら話を聞いております。実は昭和31年頃の話で申請人の〇〇さんの前の持ち主が〇〇さんという方で、〇〇さん所有の田の脇に〇〇さんの田があったそうです。昭和33年に基盤整備が着工するという事で集落の世話役が基盤整備と一緒に登記できるのではないかと云ったので〇〇さんの田を含めて3枚の田を一緒にしたそうです。その後耕作をしていたのですが登記は替えられませんでした。それから〇〇さん所有の田を自分の山の土砂を運んで盛ったそうです。その時に〇〇さん所有の田についても一緒のため土盛りしております。そういう事で4月21日に会長始め委員さんと代書人立ち会いの下で見たわけですが、いろいろな意見もあるかと思いますが、申請人の〇〇さんには非はないと思いますので非農地証明をお願いしたいと思います。

議 長 次に申請番号2番について地区担当委員 議席番号1番 坂下 正幸 委員よりご意見をお願いいたします。

坂下委員 はい、坂下です。21日の現地確認の時に会長、坂本委員、東委員ともども確認しました。先ほど報告した際に隣りにブロック塀があると言いましたが、今回申請の土地はそのブロック塀の中の家の敷地です。行政書士の話ですと40年ぐらい前に隣家の建物を建てる際にどうしても面積が足りないという事で〇〇さんが頼まれ貸した経緯があるそうです。今回〇〇さんが4条申請を行うという事で併せて行いたいという事で申請に至ったとの事です。以上報告を終わります。

議 長 はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質問なし)

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。  
【議案第12号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第12号】は、原案どおり可決決定いたします。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については山崎委員より報告 願います。
山崎委員	(山崎委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)
議 長	それでは第4回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成28年4月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 1 2 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員 1 3 番

\_\_\_\_\_